

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月10日
 水戸地方裁判所土浦支部
 裁判所書記官 田 村 祐 人

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 4日から 令和 7年 4月11日まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月18日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月 9日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月21日から 令和 7年 4月22日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし, 特別売却は金銭又は執行裁判所が相当と認める有価証券
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお, 入札期間及び特別売却実施期間の最終日は午後5時までです。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1~4	840,000 672,000	一括	168,000	15,977	3,423
1	430,000				
2	90,000				
3	20,000				
4	300,000				
備考					

物 件 目 録

- 1 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1239番11
地 目 宅地
地 積 144.97平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1239番25
地 目 宅地
地 積 30.49平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 3 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1239番29
地 目 公衆用道路
地 積 3.20平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 4 所 在 土浦市藤沢字北斗 1239番地11
家屋 番号 1239番11
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建

物 件 目 録

床 面 積 1階 49.68平方メートル
 2階 23.18平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

物 件 明 細 書

令和 7年 2月 4日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 田 村 祐 人

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～4】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～4】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号4】
本件共有者らが占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 土浦市藤沢字北斗
 地 番 1 2 3 9 番 1 1
 地 目 宅地
 地 積 1 4 4 . 9 7 平方メートル
 共有者 A 持分2分の1
 共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 土浦市藤沢字北斗
 地 番 1 2 3 9 番 2 5
 地 目 宅地
 地 積 3 0 . 4 9 平方メートル
 共有者 A 持分2分の1
 共有者 B 持分2分の1
- 3 所 在 土浦市藤沢字北斗
 地 番 1 2 3 9 番 2 9
 地 目 公衆用道路
 地 積 3 . 2 0 平方メートル
 共有者 A 持分2分の1
 共有者 B 持分2分の1
- 4 所 在 土浦市藤沢字北斗 1 2 3 9 番地 1 1
 家屋 番号 1 2 3 9 番 1 1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建

物 件 目 録

床 面 積 1階 49.68平方メートル
 2階 23.18平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

令和6年(ケ)第39号
令和6年7月12日受理
令和6年8月23日提出
(評価人 説田賢哉)

現況調査報告書

水戸地方裁判所土浦支部
執行官 粉川 宗 尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1 2 3 9 番 1 1
地 目 宅地
地 積 1 4 4 . 9 7 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1
- 2 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1 2 3 9 番 2 5
地 目 宅地
地 積 3 0 . 4 9 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1
- 3 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1 2 3 9 番 2 9
地 目 公衆用道路
地 積 3 . 2 0 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1
- 4 所 在 土浦市藤沢字北斗 1 2 3 9 番地 1 1
家屋 番号 1 2 3 9 番 1 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建

物 件 目 録

床 面 積 1階 49.68平方メートル
2階 23.18平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	■(住居表示未実施) □		
土地	物件1ないし3		
現況地目	■宅地(物件 1,2) ■公衆用道路(物件 3) □ (物件)		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が物件1及び2の土地に下記建物を所有し、占有している。 ■物件3の土地は公衆用道路として使用されている。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	車検切れの普通乗用自動車が放置されているほか、建設系の廃材等が散乱している。		
建物	物件4		
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物)。 □種類: □構造: □床面積:		
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	1. 屋内外問わず大量の遺留品が散乱している上、老朽化が進行し清掃も不行き届きであり、食品残渣などの腐敗臭が漂う。 2. 震災等の影響からか壁紙の亀裂が認められ、30cm程度の実損も存在する。 3. 令和5年9月頃、物件内で不自然死が発生しているとの報がある。 4. 人の遺骨と思われる遺留品が存在する。		
執行官保管の仮処分	■ない { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 □ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
C (亡A相続財産 特別代理人弁護士)	1 物件の内容については一切不明であり、お答えできません。 【電話聴取要旨】
近隣者	1 昨年9月に、本物件内で不自然死が発生した模様で、救急車や警察の車両がきていました。 【現地聴取要旨】
B (本件所有者)	1 本物件にはAが居住して占有していましたが、死亡したため、現在は空き家となっています。 その余、物件に関する事情については一切不明であり、お答えできません。 2 近隣者の陳述要旨のとおり、本物件内において不自然死が発生した旨の連絡が警察からありました。 3 警察の説明によると、階段部分か廊下部分が現場となったと聞いています。 【回答書及び電話聴取要旨】

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執行官の意見

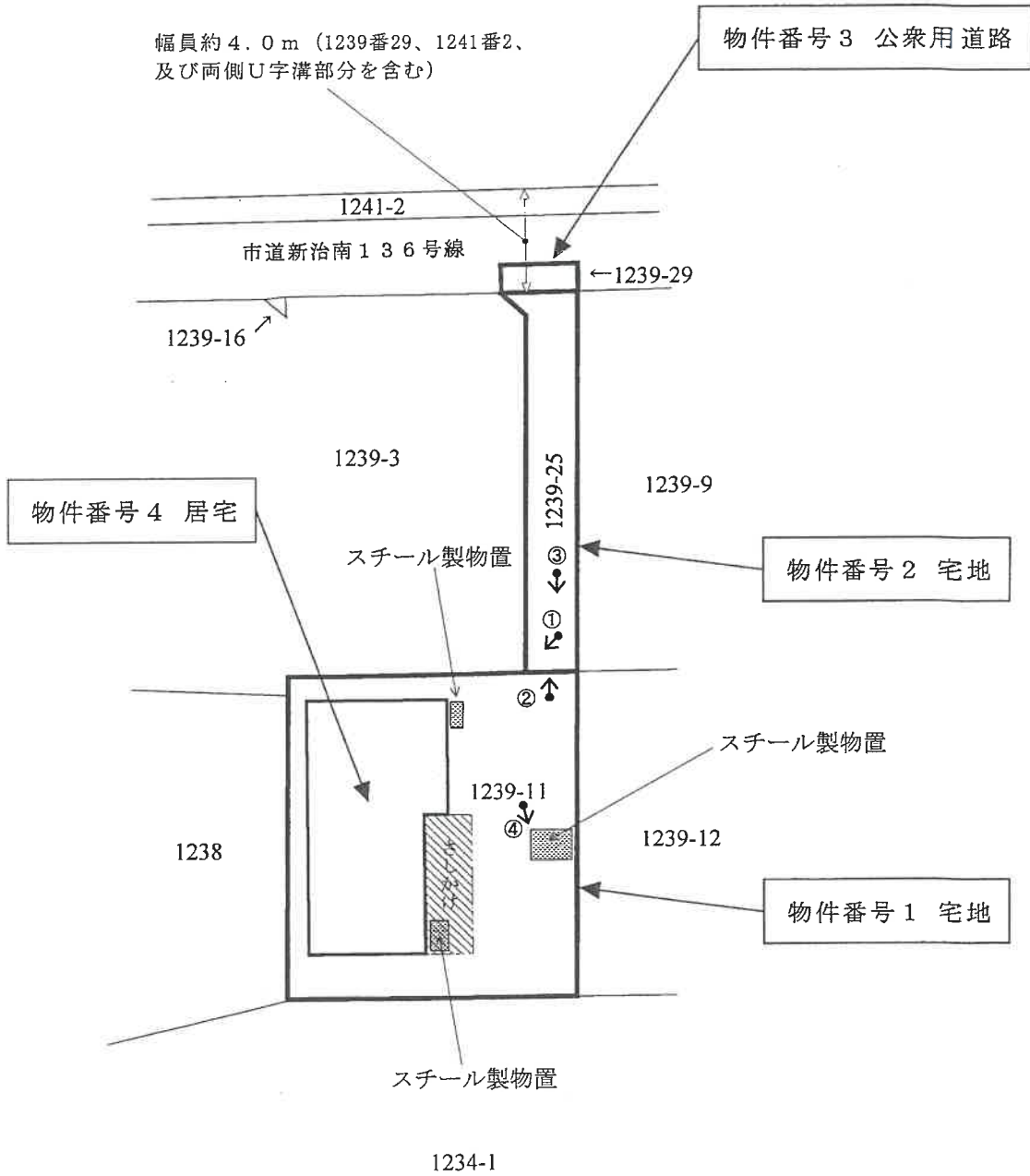
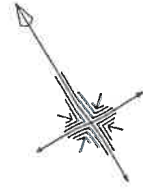
- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地・建物の占有状況については、所有者及び近隣者の陳述並びに上記現場の状況等を考慮して、3枚目記載のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年7月12日(金)	当 庁	役場(所)照会(照会書郵送)
令和6年8月8日(木)	当 庁	所有者照会(照会書郵送)
令和6年8月15日(木) 15:45-17:30	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 <input type="checkbox"/> 債務者・ <input type="checkbox"/> 所有者・ <input checked="" type="checkbox"/> 近隣者 から聴取 評価人同行
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和6年8月15日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 D を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

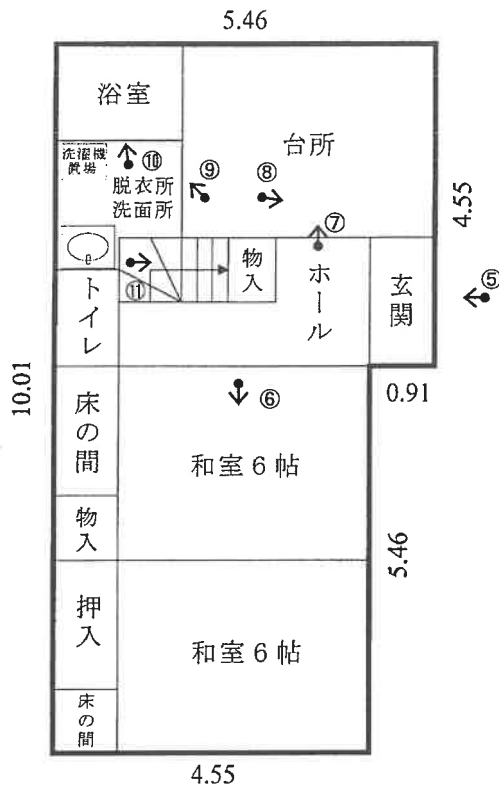
土地建物位置関係図



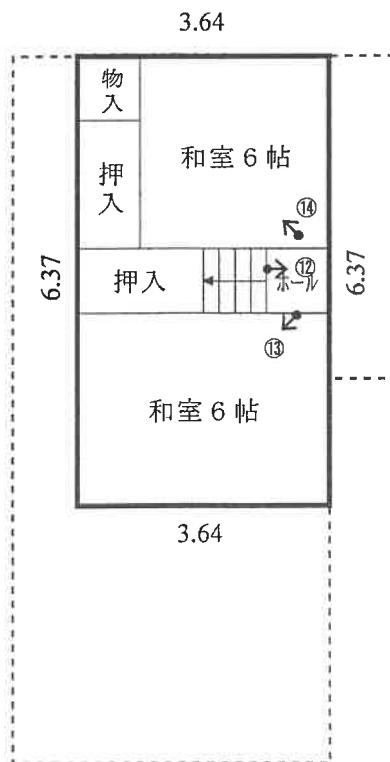
《凡例》
 撮影方向: ←
 写真番号: ①

間取図

物件番号 4 居宅



1 階
床面積 49.68 m²



2 階
床面積 23.18 m²

《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



令和 6年 (ケ) 第 39号
令和 6年 7月12日 受 命
令和 6年 8月15日 現地調査
令和 6年 8月23日 評 価
令和 6年 8月30日 提 出

水戸地方裁判所 土浦支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
説田 賢哉

第1 評価額

一 括 価 格	
金 840,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 430,000円
物件2 (土地)	金 90,000円
物件3 (土地)	金 20,000円
物件4 (建物)	金 300,000円

- ① 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1・2の土地価格は物件4の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件4の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容も民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
4	所 家屋番 種号 構類 床面積	別紙物件目録記載のとおり	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2, 3）

位置・交通	JR常磐線「土浦」駅の北西方直線距離約7.9km 関東鉄道「藤沢下宿」停留所の南西方道路距離約140m	
付近の状況	国道背後において、小規模に開発された住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	市街化区域 第1種住居地域 指定60% 指定200% なし
画地条件	物件1, 2, 3 地積：178.66㎡ 規模：ほぼ標準的 形状：不整形 地勢：平坦 高低差：接面道路と概ね等高 接面道路との関係：中間画地 間口奥行：概ね別添「土地建物位置関係図」の通り	
接面道路の状況	北東側約4.0m舗装市道 ※物件3土地等を含む ※両側U字溝部分を含む幅員 (建築基準法第42条第1項1号道路に該当)	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・物件3土地は接面市道に含まれて、近隣者の道路として利用されている。 ・物件1・2土地は、本件土地所有者が物件4居宅を所有して敷地の用途に使用している。 (物件1・2土地に対しては物件4建物の法定地上権の成立を前提して評価する) <p>※建物の配置等は概ね後添の「土地建物位置関係図」の通り。</p>	

供給処理施設	<p>上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり</p> <p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p> <p>※実際の接続・利用の可否、それに伴う各種費用負担・手続き等に関しては関係各所においての詳細調査を要することにご留意下さい。</p>
土壌汚染の可能性の調査	<p>公開資料に基づく調査及び目視による現地調査の範囲においては、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと推認する。但し、評価人としての調査には限界がある為、詳細については別途専門家による調査を要する。実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等の全てを担保できるか否かは不明であるのでご留意下さい。</p>
特記事項	<p>庭部分は雑草・雑木等が繁茂し、一部進入不可の箇所が存した。地表における産業廃棄物等の有無、その影響の程度等は不明である。その他物置、車両、タイヤ、はしご、バイク等が放置されている。</p>

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成元年 1月22日新築 経過年数 約36年 経済的残存耐用年数 満了
仕様	構造 木造瓦葺 2階建 屋根 瓦 葺 外壁 プレハブパネル板張 等 内壁 ビニールクロス貼・新京壁 等 天井 ビニールクロス貼・化粧合板敷目貼 等 床 合板フローリング・畳敷 等 設備 給排水衛生工事・電気工事等 ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備等の動作確認が出来ないため、正常に作動するか否かは不明である。
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	調査時点において空き家の状態となっている。
特記事項	①ゴミが多数散乱しており、現状での通常の利用は極めて困難である。 ②大量の家財・動産等が置かれている。 ③近隣者の陳述によると令和5年9月頃、室内において不自然死が発生しているとの事であった。また、人の遺骨と思われる遺留品が存する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2, 3 (土地)

一体とした更地価格を前提とした格差を用いて各物件毎の土地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更地・建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	19,500	0.74	144.97	0.90	1,880,000
2	19,500	0.74	30.49	0.90	400,000
3	19,500	0.74	3.20		50,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 土浦-19

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $23,600\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/100.0 \times 100/121.0 = 19,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：環境条件+10.0 街路条件+10.0

イ 個別格差：物件1～3 画地条件(形状▲25)その他条件(道路供与減価▲2)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：物件1・2 0.90

② 物件4 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
4	160,000	72.86	0.005	60,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：72.86㎡

ウ 現 価 率

経過年数36年、経済的全耐用年数25.0年、経済的残存耐用年数0.0年、

観察減価及び中古建物の市場性減価50%、残価率1%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率1% + (1-1%) × (経済的残存耐用年数0.0年 / 経済的全耐用年数25.0年)} × (1 - 観察減価50%) = 0.005

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地権等価格を控除し、建物については敷地権利用権価格を加算し、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,880,000	0.35 法定地上権	660,000
2	400,000	0.35 法定地上権	140,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ,1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,880,000	-660,000	/	0.50	0.70	430,000
2	400,000	-140,000	/	0.50	0.70	90,000
3	50,000	/	/	0.50	0.70	20,000
4	60,000	+800,000	/	0.50	0.70	300,000
一括価格(合計)						840,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：特記事項等参照▲50

オ 競売市場修正：物件1～4 0.70

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 土浦-19

所 在：土浦市藤沢字本町1 4 5 5 番
地 目：宅 地
価 格：23,600円／m²
位 置：J R常磐線「土浦」駅の北西方約8.3km
価 格 時 点：令和 6年 1月 1日
地 積：814m²
供給処理施設：水道, 下水道
接 面 街 路：北側8.2m国道
用途指定等：市街化区域 第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）
地域の概要：店舗、農家住宅が混在する国道沿いの住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 周辺見取図
- 3 公図・測量図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1 2 3 9 番 1 1
地 目 宅地
地 積 1 4 4 . 9 7 平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1 2 3 9 番 2 5
地 目 宅地
地 積 3 0 . 4 9 平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 3 所 在 土浦市藤沢字北斗
地 番 1 2 3 9 番 2 9
地 目 公衆用道路
地 積 3 . 2 0 平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 4 所 在 土浦市藤沢字北斗 1 2 3 9 番地 1 1
家屋 番号 1 2 3 9 番 1 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建

物件目録

床面積 1階 49.68平方メートル
2階 23.18平方メートル

共有者 A 持分2分の1

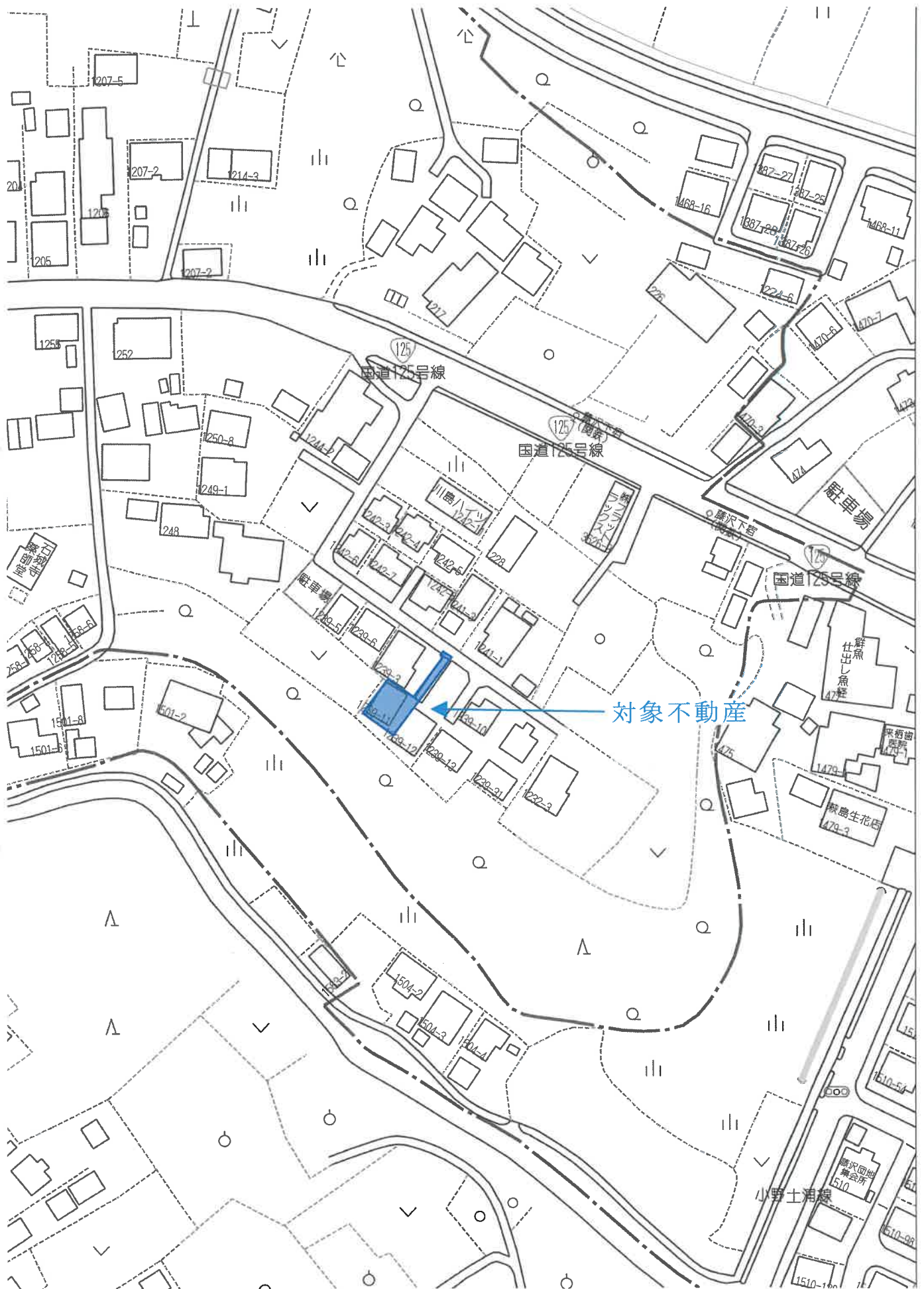
共有者 B 持分2分の1

物件位置図



国土地理院 地理院地図 (標準地図) を加工して作成

周辺見取図



地積測量図

地番 1239-11, -24

土地の所在 茨城県新治郡新治村大字藤沢字北斗

昭和六年七月五日 検



B球積計算(1239-26)
 1. 7.537 X 1.924 = 14.116388
 2. 7.337 X 1.907 = 13.991659
 計 28.108047
 14.0540235

地積 14.05 m^2

A球積計算(1239-11)
 15.90325675 = 14.0540235 = 14.978544

地積 14.97 m^2

境界	境界線の種類
①	石杭
②	プラスチック杭
③	コンクリート杭
④	金属標

縮尺 1/250

申請人

昭和58年2月15日(作製)

作製者 土地測量士 藤田 隆夫
(茨城県土地家屋調査士会所属)

昭和6年7月24日
水戸地方方法務局土浦支局

これは面の写しである。
閉

(複写機により作成)

地番	1239-11, -26	地形図 図面番号	
土地の所在	茨城県新治郡新治村大字藤沢字北斗		
昭和六十年五月五日 地籍課			
作製者	土地調査士 藤澤 隆夫 (茨城県土地家屋調査士会 用紙)	申請人	縮尺 1/500
和58年2月15日作製			

登記年月日：昭和58年3月25日

整理番号 006651

第1/239-18巻 新 1/239-16 地積測量図

地番 1239-18, -29

土地の所在 茨城県新治郡新治村大字藤沢字北斗

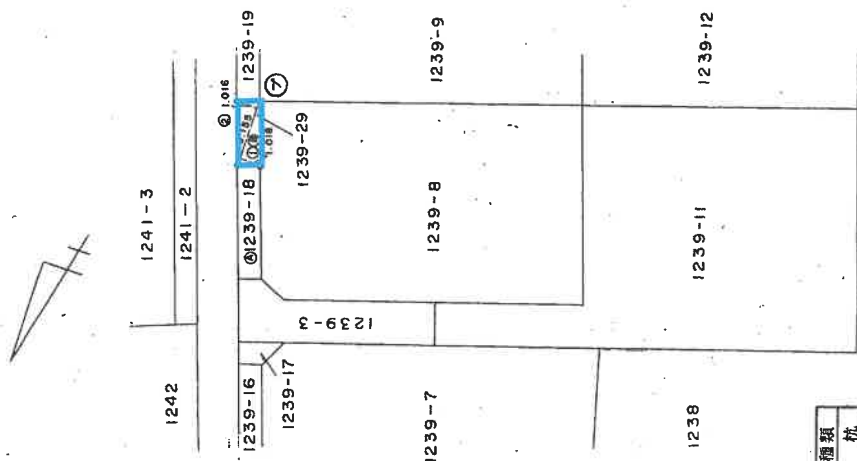
土浦市

B求積計算(1239-29)
 1. 3.155 × 1.018 = 3.211790
 2. 3.155 × 1.016 = 3.205480
 計 6.417270
 3.208635

地積 3.20 m²

A併地計算(1239-18)
 8.906079 = 3.208635 = 5.697444

地積 5.69 m²



番号	境界標の種類
①	石
②	プラスチック杭
③	コンクリート杭
④	金属

作製者 土地調査士 家園	申請人	縮尺 1/250
昭和58年2月15日作成		

(茨城県土地家屋調査士会館)

S 58.3.25

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和6年7月24日 水戸地方務局土浦支局 登記官

請求番号：9-3

登記年月日：平成1年2月3日

整理番号 002027

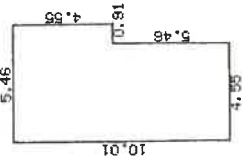
各階平面図

家屋番号 1239-11

建物の所在 土浦市 新治郡新治村藤沢字北斗1239番地11

建 物 図 面
各 階 平 面 図

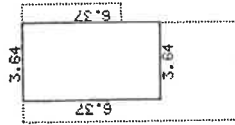
1 階平面図



求積表

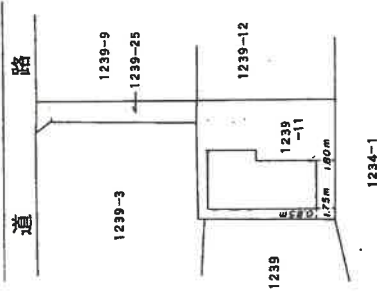
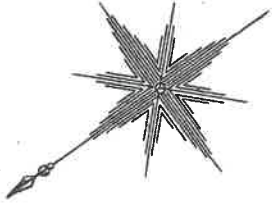
5.46 X	4.55 =	24.8430
4.55 X	5.46 =	24.8430
合 計		49.6860
床面積		49.68 M ²

2 階平面図



求積表

3.64 X	6.37 =	23.1868
床面積		23.18 M ²



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(茨城県建築士会所属)

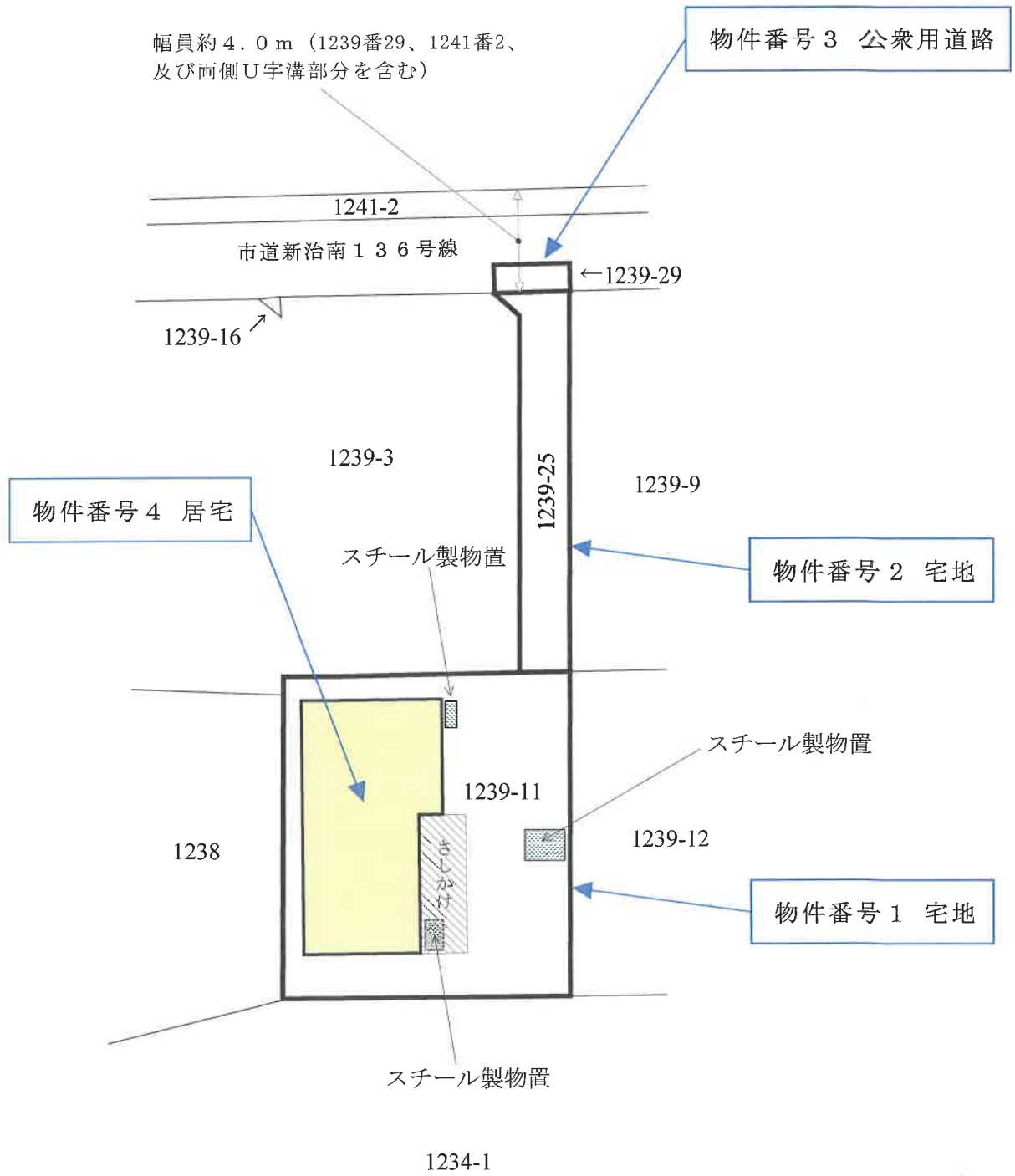
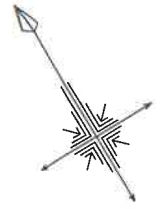
M1.2.3

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月24日 水戸地方支務局土浦支局

登記官

請求番号：9-4

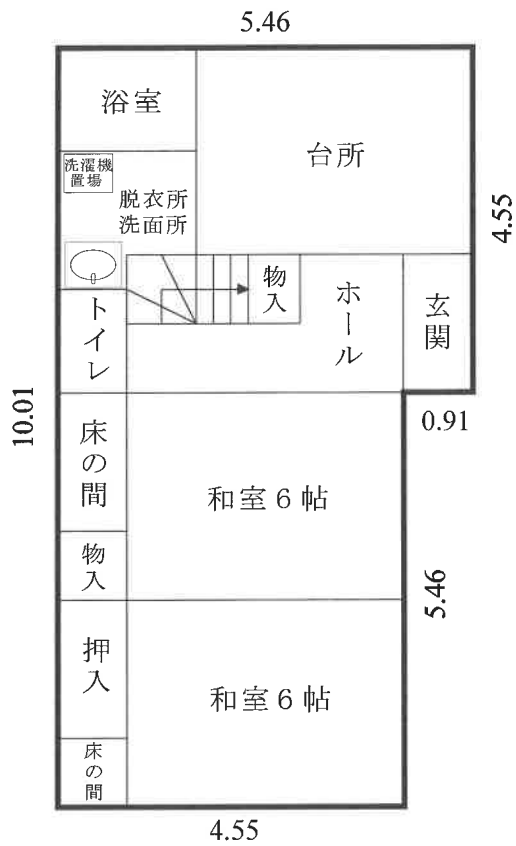
土地建物位置関係図



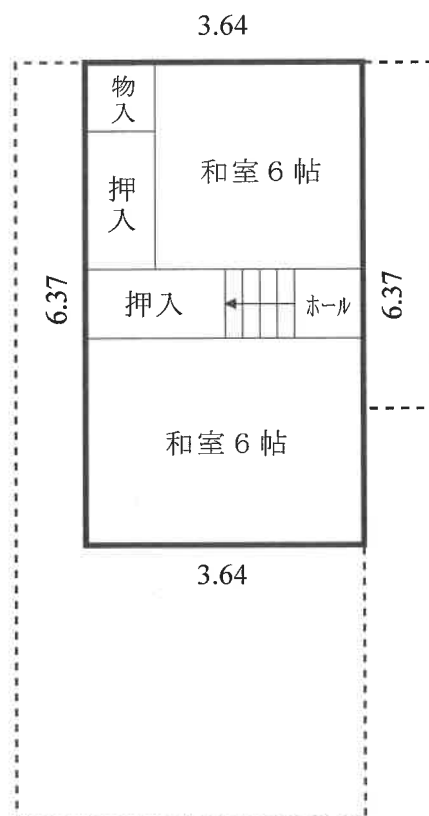
縮尺 1 / 250

間取図

物件番号 4 居宅



1 階
床面積 49.68 m²



2 階
床面積 23.18 m²

縮尺 1 / 100